

令和5年度（2023年度）熊本県要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業補助金交付要項

（趣旨）

第1条 知事は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）附則第3条第1項の規定により耐震診断を行い、その結果を報告することが義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物の耐震化を促進するため、当該建築物の耐震改修等を行う者に対して、国の地域防災拠点建築物整備緊急促進事業を活用して補助金を交付する市町村（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 要緊急安全確認大規模建築物 耐震改修促進法附則第3条第1項に規定する建築物をいう。
- (2) 耐震診断 耐震改修促進法第12条第1項に規定する技術指針事項に基づき実施される耐震診断であって、耐震改修促進法施行規則第5条第1項の規定に適合する者が実施するものをいう。
- (3) 耐震設計 耐震改修促進法第12条第1項に規定する技術指針事項に基づき実施する耐震改修計画の策定、建替え計画の策定又は除却計画の策定をいう。
- (4) 耐震改修 耐震改修促進法第12条第1項に規定する技術指針事項に基づき実施する耐震改修をいう。
- (5) 第三者判定 所管行政庁が適切であると認めた者が耐震診断及び耐震設計の結果の妥当性について行う判定をいう。

（補助対象経費及び補助率）

第3条 補助金の交付の対象経費及び補助率は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助率
耐震設計及び第三者判定に要する経費について、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱に規定された補助対象限度額の3分の1以内の額かつ補助事業者が補助する経費の2分の1以内の額。	2分の1以内
耐震改修、建替え又は除却に要する経費について、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱に規定された補助対象限度額の11.5%以内の額かつ補助事業者が補助する経費の2分の1以内の額。	2分の1以内

（補助金の交付申請）

第4条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項の添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 交付申請額の算定書
- (2) 収支予算書（別記第2号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第5条の規定による補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。ただし、補助金の繰越を伴わない場合であり、変更後の完了予定期日が当初予定期日後6箇月以内である場合、又は、補助金の繰越があった場合であり、当該繰越を伴う変更により定められた完了予定期日後6箇月以内（繰り越された年度の次の年度への繰越を伴う場合を除く）である場合は、この限りでない。
- (3) 補助事業者は規則第2条第6項の規定による間接補助事業者に対し、補助金を交付の目的に反して使用しないことを遵守させること。
- (4) 国の地域防災拠点建築物整備緊急促進事業の交付決定を受ける事業であること。

(決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第7条 第5条第1項第1号又は第2号の規定により知事の承認又は指示を受けようとする場合は、それぞれ次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 廃止（中止）承認申請書（別記第4号様式）
- (2) 完了期日変更報告書（別記第5号様式）
- 2 規則第7条第1項の補助事業内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。
  - (1) 補助金の額に変更を生じない内容の変更
  - (2) 補助金の額に変更を生じる内容の変更
- 3 規則第7条第1項の変更申請書は、別記第6号様式によるものとし、第4条第2項に掲げる書類を添付するものとする。
- 4 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業の内容等の変更の決定通知は、補助金の額に変更を生じないときは変更承認通知書（別記第7号様式）により、補助金の額に変更を生じるときは変更交付決定通知書（別記第8号様式）により行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日までとする。

(実績報告)

第9条 規則第13条の実績報告書は、別記第9号様式によるものとする。

- 2 規則第13条の添付書類は、次に定めるとおりとする。
  - (1) 収支精算書（別記第2号様式）
  - (2) 補助金受入調書
  - (3) その他知事が必要と認める書類
- 3 第1項の実績報告書の提出期限は当該事業完了の日から起算して一箇月を経過した日又は当該事業完了の日の属する県の会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までとし、その提出部数は1部とする。

（補助金の額の確定等）

第10条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金額確定通知書（別記第10号様式）により行うものとする。

（補助金の請求等）

第11条 規則第16条第1項の請求書は、別記第11号様式によるものとする。

2 補助金の交付を概算払又は前金払により受けようとするときは、前項の請求書に支出計算内訳明細書（別記第12号様式）を添付しなければならない。

（証拠書類の保管期間）

第12条 規則第23条に規定する別に定める期間は、5年とする。

（雑則）

第13条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和5年（2023年）6月14日から施行する。

別記第1号様式（第4条関係）

第 年 月 日 号

熊本県知事 様

住 所  
補助事業者の長 氏 名

令和5年度（2023年度）年度熊本県要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業補助金交付申請書

令和5年度（2023年度）熊本県要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業について下記のとおり補助金の交付を受けたいので、熊本県補助金等交付規則第3条及び令和5年度（2023年度）熊本県要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業補助金交付要項第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の名称 令和5年度（2023年度）熊本県要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業
- 2 事業の目的及び内容
- 3 事業の着手予定期日 年 月 日
- 4 事業の完了予定期日 年 月 日
- 5 交付申請額 円
- 6 関係書類
  - (1) 交付申請額の算定書
  - (2) 収支予算書（別記第2号様式）
  - (3) その他知事が必要と認める書類

別記第2号様式（第4条、第9条関係）

収支予算書（収支精算書）

歳入予算

（単位：円）

財源区分	財源内訳	予算額 (精算額)	備考
一般財源	税収入		
特別財源	国庫補助金		
	県補助金		
	地方債		
	その他財源		
計			

歳出予算

予算科目	予算額 (精算額)	備考
計		

※変更の場合は、変更前を上段（ ）として、変更後の内容を下段に記載してください。

第 年 月 日 号

（申請者名） 様

熊本県知事

令和5年度（2023年度）熊本県要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました令和5年度（2023年度）熊本県要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業補助金については、令和5年度（2023年度）熊本県補助金等交付規則第4条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので、同規則第6条の規定により通知します。

記

- 1 この補助金の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付 け第 号による交付申請書記載のとおりとする。
- 2 この事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
（補助事業者の補助する額	円）
補助金の額	円
- 3 この補助金の額の確定は、補助事業に要した経費に県の補助率を乗じて得た額で行うものとする。ただし、当該補助事業に要した経費が2の額のそれぞれを超えるときは、2の補助金の額で行うものとする。
- 4 事業完了期日は、年 月 日とする。
- 5 補助金の交付の条件
  - (1) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
  - (2) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。ただし、補助金の繰越を伴わない場合であり、変更後の完了予定期日が当初予定期日後6箇月以内である場合、又は、補助金の繰越があった場合であり、当該繰越を伴う変更により定められた完了予定期日後6箇月以内（繰り越された年度の次の年度への繰越を伴う場合を除く）である場合は、この限りでない。
  - (3) 熊本県補助金等交付規則第2条第6項の間接補助事業者等に対し、補助金を交付の目的に反して使用しないことを遵守させること。
  - (4) 国の地域防災拠点建築物整備緊急促進事業の交付決定を受ける事業であること。

別記第4号様式（第7条関係）

第 年 月 日  
号

熊本県知事 様

住 所  
補助事業者の長 氏 名

令和5年度（2023年度）熊本県要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業に係る補助事業の廃止（中止）承認申請書  
年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和5年度（2023年度）熊本県要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業について、下記により事業の廃止（中止）をしたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 廃止（中止）を必要とする理由
- 2 廃止（中止）に係る事業の内容及び金額
- 3 関係書類  
交付決定通知書の写し  
そ の 他

別記第5号様式（第7条関係）

第 年 月 日 号

熊本県知事 様

補助事業者の長 氏 名

令和5年度（2023年度）熊本県要緊急安全確認大規模建築物耐震化支  
援事業の完了期日変更報告書

年 月 日付け 第 号で標記事業に係る補助金の交付決定通知を  
受けましたが、同通知に付された完了期日には、下記事由により事業の完了が困難となり  
ましたので報告します。

記

- 1 交付決定に付された事業の完了期日
- 2 変更すべき事業の完了予定期日
- 3 変更の事由



別記第6号様式（第7条関係）

第 年 月 日 号

熊本県知事 様

住 所  
補助事業者の長 氏 名

令和5年度（2023年度）熊本県要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知がありました令和5年度（2023年度）熊本県要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業を下記のとおり変更したいので、関係を添えて申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 補助金変更交付額

交付決定額	円
変更交付申請額	円
変更増減額	円

- 4 関係書類
  - (1) 交付申請額の算定書
  - (2) 収支予算書（別記第2号様式）
  - (3) その他知事が必要と認める書類

別記第7号様式（第7条関係）

第 年 月 号  
年 月 日

（申請者名） 様

熊本県知事

令和5年度（2023年度）熊本県要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業変更承認通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました令和5年度（2023年度）熊本県要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業の変更については、熊本県補助金等交付規則第7条第2項の規定により承認したので、同条第3項の規定により準用する同規則第6条の規定により通知します。

第 年 月 日  
号

（申請者名） 様

熊本県知事

令和5年度（2023年度）熊本県要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました令和5年度（2023年度）熊本県要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業の変更については、熊本県補助金等交付規則第7条第2項の規定により承認し、補助金の額を下記のとおり決定しましたので、同条第3項の規定により準用する同規則第6条の規定により通知します。

記

- 1 変更に係る補助事業の内容は、年 月 日付け 第 号による交付変更申請書記載のとおりとする。
- 2 変更に係る補助事業に要する補助金の額は、次のとおりとする。

（単位：円）

区 分	前 回 ま だ の 交 付 決 定 額	今 回 変 更 増 △ 減 額	変 更 交 付 決 定 額
補助金の額			

- 3 事業完了期日は、年 月 日までとする。

第 年 月 日 号

熊本県知事 様

補助事業者の長 氏 名

令和5年度（2023年度）熊本県要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業実績報告書

年 月 日付け 第 号の交付決定通知に基づき標記の事業を実施したので、熊本県補助金等交付規則第13条及び令和5年度（2023年度）熊本県要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業補助金交付要項第9条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

1 補助事業の名称 令和5年度（2023年度）熊本県要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業

2 補助金の交付決定額及びその精算額

補助金交付決定額  
補助金精算額

3 補助事業の実施期間

自 年 月 日  
至 年 月 日

4 補助事業の成果

5 関係書類

- (1) 収支精算書（別記第2号様式）
- (2) 補助金精算調書
- (3) 県費補助金受入調書
- (4) その他参考となる資料

第 号  
年 月 日

補助事業者の長 様

熊本県知事

令和5年度（2023年度）熊本県要緊急安全確認大規模建築物耐震化支  
援事業県費補助金額確定通知書

年 月 日付け 第 号で実績報告のありました令和5年度（2  
023年度）熊本県要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業補助金については、熊本  
県補助金等交付規則第14条の規定により、下記のとおりその額を確定しましたので通知  
します。

記

交付確定額	円
交付決定額	円
交付済額	円
返還額	円

別記第11号様式その1（第11条関係）

令和5年度（2023年度）熊本県要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定の通知のあった令和5年度（2023年度）熊本県要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業補助金として、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第16条の規定により請求します。

記

請求額 金 円

口座振替払	銀行	支店
ふりがな 口座名		
口座番号		

年 月 日

補助事業者の長 氏 名

熊本県知事 様

書類の提出方法	紙・電子メール・ファクシミリ
---------	----------------

書類発行責任者		電話番号	
担当者		電話番号	

令和5年度（2023年度）熊本県要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった令和5年度（2023年度）要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業補助金のうち、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第16条及び令和5年度（2023年度）熊本県要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業補助金交付要項第11条の規定により、関係書類を添えて請求します。

記

請求額 金 円

口座振替払	銀行	支店
ふりがな 口座名		
口座番号		

添付書類  
支出計算内訳明細書

年 月 日

補助事業者の長 氏 名

熊本県知事 様

書類の提出方法	紙・電子メール・ファクシミリ
---------	----------------

書類発行責任者		電話番号	
担当者		電話番号	

別記第12号様式（第11条関係）

支出計算内訳明細書

（概算払・前金払）

（単位：円）

補助事業名	事業箇所			総事業費	補助基本額	補助率	実施事業費	進捗率	所要額			補助金交付決定額	補助金相当額			摘要
	市郡	町村	字						前回まで	今回	計		前回まで	今回	計	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日